

2023・9

# いわき市議会定例会議案

令和5年9月



## 提 出 議 案

議案第1号	いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業施行規程の制定について	.....	5
議案第2号	いわき市火災予防条例の改正について	.....	17
議案第3号	いわき市幼稚園条例の改正について	.....	23
議案第4号	いわき市旅館業法施行条例の改正について	.....	27
議案第5号	令和5年度いわき市一般会計補正予算（第4号）	.....	（別紙）
議案第6号	令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	.....	（別紙）
議案第7号	令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第8号	令和5年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第9号	令和5年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第10号	令和5年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	.....	（別紙）
議案第11号	令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第12号	令和5年度いわき市川部財産区特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第13号	令和5年度いわき市常磐湯本財産区特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第14号	令和5年度いわき市磐崎財産区特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第15号	令和5年度いわき市澤渡財産区特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）
議案第16号	令和5年度いわき市田人財産区特別会計補正予算（第1号）	.....	（別紙）

議案第17号	令和5年度いわき市川前財産区特別会計補正予算（第1号）	……………	（別紙）
議案第18号	令和5年度いわき市病院事業会計補正予算（第2号）	……………	（別紙）
議案第19号	令和4年度いわき市一般会計歳入歳出決算の認定について	……………	31
議案第20号	令和4年度いわき市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	33
議案第21号	令和4年度いわき市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	35
議案第22号	令和4年度いわき市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	37
議案第23号	令和4年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	39
議案第24号	令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	41
議案第25号	令和4年度いわき市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	43
議案第26号	令和4年度いわき市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	45
議案第27号	令和4年度いわき市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	47
議案第28号	令和4年度いわき市川部財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	49
議案第29号	令和4年度いわき市常磐湯本財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	51
議案第30号	令和4年度いわき市磐崎財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	53
議案第31号	令和4年度いわき市澤渡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	55
議案第32号	令和4年度いわき市田人財産区特別会計歳入歳出決		

	算の認定について	.....	57
議案第33号	令和4年度いわき市川前財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	.....	59
議案第34号	令和4年度いわき市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	.....	61
議案第35号	令和4年度いわき市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	.....	63
議案第36号	令和4年度いわき市病院事業会計決算の認定について	.....	65
議案第37号	令和4年度いわき市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	.....	67
議案第38号	令和4年度いわき市地域汚水処理事業会計利益の処分及び決算の認定について	.....	69
議案第39号	令和4年度いわき市農業集落排水事業会計決算の認定について	.....	71
議案第40号	財産取得について (高規格救急自動車)	.....	73
議案第41号	財産取得について (消防団CD-I型消防ポンプ自動車(2WD))	.....	75
議案第42号	福島県市町村総合事務組合規約の変更について	.....	77
報告第1号	令和4年度いわき市一般会計継続費精算報告書について	.....	81
報告第2号	令和4年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について	.....	83
報告第3号	健全化判断比率等の報告について	.....	85
報告第4号	専決処分の報告について	.....	89
提出			
	公益財団法人いわき市教育文化事業団経営状況について	.....	91
	一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況に		

ついて	.....	93
常磐湯本温泉株式会社経営状況について	.....	95
一般財団法人福島県いわき処分場保全センター経営状況につい て	.....	97
株式会社いわき市観光物産センター経営状況について	.....	99

議案第1号

いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業施行規程の制定に  
ついて

いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業施行規程を次のように制定する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





# いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業施行規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分方法（第7条・第8条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第9条－第19条）
- 第5章 地積の決定方法（第20条－第25条）
- 第6章 清算（第26条－第32条）
- 第7章 雑則（第33条－第36条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により市が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関して、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

#### （事業の名称）

第2条 事業の名称は、いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業とする。

#### （施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、いわき市常磐湯本町天王崎の一部とする。

#### （事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

#### （事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、いわき市平字梅本21番地いわき市役所内に置く。

### 第2章 費用の負担

#### （費用の負担）

第6条 事業の施行に要する費用（以下「事業費」という。）は、次に掲げるものを除き、市の負担とする。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地（以下「保留地」という。）を処分して事業費に充てる保留地処分金
- (2) 法第120条の規定により定める公共施設管理者が負担する負担金
- (3) 法第121条の規定による国庫補助金

### 第3章 保留地の処分方法

（保留地の処分方法）

第7条 保留地は、競争入札又は公開抽選の方法により処分するものとし、市長は、競争入札又は公開抽選を行うときは、その旨及び必要な事項を公告するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、随意契約により保留地を処分することができる。

- (1) 競争入札又は公開抽選に付しても申込者がいないとき。
- (2) 落札者又は当選者が権利を放棄したとき。
- (3) 落札者又は当選者が契約を履行しないため、当該契約を解除したとき。
- (4) 国又は公共団体等が公用又は公共の用に供しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（保留地の処分価格）

第8条 保留地の処分価格は、市長がその位置、地積、土質、水利、環境等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格とする。

### 第4章 土地区画整理審議会

（審議会の名称）

第9条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会の名称は、いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）とする。

（委員の定数）

第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が事業

について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。）の数は、2人とする。

- 3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（第21条第2項、第22条第1項及び第24条を除き、以下「所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数の合計は、8人とする。

（委員の任期）

第11条 委員の任期は、5年とする。

（立候補制）

第12条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

（予備委員）

第13条 審議会に、所有者及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

- 2 予備委員の数は、補欠選挙以外の選挙のために土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第4項の規定により公告される委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1人を減じた数とする。）のそれぞれ半数とする。

- 3 令第35条から第40条までの規定は、予備委員について準用する。

（当選人又は予備委員となるのに必要な得票数）

第14条 当選人又は予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数で、その選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の10分の1以上とする。

（予備委員からの補充）

第15条 選挙された委員に欠員を生じたときは、令第35条第3項の規定による順位に従い、予備委員のうちから補充する。

- 2 前項の場合において、市長は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者にその旨を通知するものとする。

- 3 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員と

しての資格を取得する。

(予備委員の繰上げ補充)

第16条 市長は、前条第1項の規定により予備委員のうちから委員を補充した場合において、その補充した者及び既に予備委員である者を除き、第14条に定める数以上の得票があった者があるときは、令第35条第3項の例により併せて予備委員を定めるものとする。

(委員の補欠選挙)

第17条 法第60条第1項の規定により補欠選挙を行うべき場合の委員の欠員の数は、所有者のうちから選挙すべき委員及び借地権者のうちから選挙すべき委員について、それぞれ補欠選挙以外の選挙のために令第22条第4項の規定により公告された委員の数の3分の1以上とする。

2 前項の補欠選挙を行うときは、併せて予備委員を定めることができる。この場合においては、第13条及び第14条の規定を準用する。

(学識経験委員の補充)

第18条 市長は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

(学識経験委員の解任)

第19条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号の規定に該当することとなったときは、当該学識経験委員を解任する。

## 第5章 地積の決定方法

(基準地積)

第20条 換地計画において換地及び清算金の額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、次条から第24条までに定める場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在におけるその登記されている地積（以下「登記地積」という。）とする。

第21条 所有者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に規則で定めるところにより、市長に地積の確認を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請人の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を実測等により確認するものとする。この場合におい

て、必要があると認めるときは、当該宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により確認した地積が当該宅地の登記地積と相違するときは、当該確認した地積を当該宅地の基準地積とする。

第22条 市長は、施行地区内の宅地の登記地積が明らかに事実と相違すると認めるときは、当該宅地の所有者及び当該宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測することができる。

2 市長は、前項の規定により実測した地積が当該宅地の登記地積と相違するときは、当該実測した地積を当該宅地の基準地積とする。

第23条 市長は、必要があると認めて測量した区域について実測した地積が、その区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超えるときは、その超える地積を、前2条の規定により基準地積が定まった宅地又は施行日前にその地積を実測訂正したものと認められる宅地を除き、当該区域内の宅地各筆の登記地積に<sup>あん</sup>按分して加えた地積を当該宅地各筆の基準地積とする。

第24条 施行日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<sup>あん</sup>按分した地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をしたときは、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<sup>あん</sup>按分した地積とする。

(基準権利地積)

第25条 換地計画において、換地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金の額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積（以下この条において「基準権利地積」という。）は、その基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積。以下この条において「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、市長がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもって基準権利地積とする。

## 第6章 清算

(清算金の算定)

第26条 法第94条の規定により換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地各筆の所有権又は所有権以外の権利の価額に乗じて得た額と当該従前の宅地各筆に対応する換地の所有権又は所有権以外の権利の価額との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算し、又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金の額は、前項の規定に準じて定める。

(清算金の相殺)

第27条 清算金を徴収される者に対し、交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第28条 市長は、清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下この条において同じ。）の総額が1人について3万円以上であるときは、次の表に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。

清算金の総額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
30,000円以上 50,000円未満	6月以内	2
50,000円以上 70,000円未満	1年以内	3
70,000円以上 100,000円未満	1年6月以内	4
100,000円以上 150,000円未満	2年以内	5
150,000円以上 200,000円未満	2年6月以内	6
200,000円以上 300,000円未満	3年以内	7
300,000円以上 500,000円未満	3年6月以内	8
500,000円以上 750,000円未満	4年以内	9
750,000円以上 1,000,000円未満	4年6月以内	10
1,000,000円以上	5年以内	11

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときは、市長は、その清算すべき金額、毎回の徴収又は交付すべき金額、期限及び場所を定めて

清算金を徴収し、又は交付すべき者に通知するものとする。

- 3 令第61条第1項の施行規程で定める率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付けに係る利率のうち最も低い利率（当該利率が法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。
- 4 清算金の分割徴収又は分割交付に当たっては、その第1回に徴収し、又は交付する金額は、清算金の総額を分割徴収又は分割交付の回数で除して得た金額を下らない額とし、第2回以後の徴収金又は交付金の額は、利子を合わせて毎回均等とする。
- 5 清算金を分割して納付する者は、市長の承認を得て未納の清算金の全部を繰り上げて納付することができる。この場合における利子は、繰上げ納付の日までの日割計算とする。
- 6 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

（督促手数料）

第29条 市長は、法第110条第4項の規定により、清算金を滞納した者に対して督促状を發したときは、1通につき土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条に規定する国土交通大臣が定める額の督促手数料を徴収する。

（延滞金）

第30条 市長は、法第110条第4項の規定により、督促を受けた者がその督促状において指定した期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該清算金に年10.75パーセント（当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.375パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

- 2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合における同項に定める年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 6 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(清算金確定後の権利異動の届出)

第31条 清算金確定後において、施行地区内の宅地について存する所有権又は所有権以外の権利について異動があったときは、当事者は、連署した書面をもって市長にその旨を届け出なければならない。この場合において、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及び異動を証する書面を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、各当事者に対してその者の清算金の額を通知する。

(清算金確定後の権利異動に伴う清算金の算定)

第32条 清算金確定後において、施行地区内の宅地について存する所有権又は所有権以外の権利について、分割により権利に異動があったときは、当該宅地に係る清算金は、分割後の地積に<sup>あん</sup>按分して定める。ただし、権利異動後の当事者が各自の清算金の額を定め、連署してその旨を申し出たときは、その申出によることができる。

## 第7章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第33条 市長は、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の規定による公告の日までの間は、借地権について、法第85条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しない。

- 2 市長は、換地計画の決定又は仮換地の指定のため必要があると認めるとき



は、宅地についての所有権以外の権利について、法第85条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しない。

(代理人の指定)

第34条 施行地区内の宅地について権利を有する者で、本市に住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を有していないものは、事業に関する通知書類の送付を受けるため、本市に住所を有する者のうちから代理人を指定することができる。

2 前項の規定により代理人を指定した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。代理人の指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(換地処分の特例)

第35条 市長は、法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了したときは、施行地区の全部について事業の工事が完了する以前においても、法第103条第2項ただし書の規定により換地処分をすることができる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、法第55条第9項の規定による事業計画の決定の公告があった日から施行する。

2 当分の間、第30条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年5.375パーセントの割合を加算した割合とし、年5.375パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該

加算した割合が年5.375パーセントの割合を超えるときは、年5.375パーセントの割合)とする。

議案第2号

いわき市火災予防条例の改正について

いわき市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



いわき市火災予防条例の一部を改正する条例

いわき市火災予防条例（昭和41年いわき市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その<sup>きょう</sup>筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第49条第12号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット	100	15	15	15	

				以下		注		注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
		据置型レンジ	据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が300度以上800度未満のもの	使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300度未満のもの	使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のいわき市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもの

のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。





議案第 3 号

いわき市幼稚園条例の改正について

いわき市幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市幼稚園条例の一部を改正する条例

いわき市幼稚園条例（昭和44年いわき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市立宮幼稚園の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第4号

いわき市旅館業法施行条例の改正について

いわき市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

いわき市旅館業法施行条例（平成15年いわき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第11条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

第12条第1項第2号中「又は法第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。





議案第19号

令和4年度いわき市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第20号

令和4年度いわき市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和4年度いわき市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第21号

令和4年度いわき市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第22号

令和4年度いわき市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





議案第23号

令和4年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出  
決算の認定について

令和4年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第24号

令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第25号

令和4年度いわき市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第26号

令和4年度いわき市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





議案第27号

令和4年度いわき市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第28号

令和4年度いわき市川部財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市川部財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第29号

令和4年度いわき市常磐湯本財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市常磐湯本財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第30号

令和4年度いわき市磐崎財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市磐崎財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





議案第31号

令和4年度いわき市澤渡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市澤渡財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第32号

令和4年度いわき市田人財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市田人財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第33号

令和4年度いわき市川前財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度いわき市川前財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第34号

令和4年度いわき市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度いわき市水道事業会計未処分利益剰余金20億3,813万2,243円のうち、8億2,090万82円を減債積立金に積み立て、12億1,723万2,161円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





## 議案第35号

令和4年度いわき市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定  
について

令和4年度いわき市工業用水道事業会計未処分利益剰余金4,007万2,416円のうち、72万9,000円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第36号

令和4年度いわき市病院事業会計決算の認定について

令和4年度いわき市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 議案第37号

令和4年度いわき市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度いわき市下水道事業会計未処分利益剰余金16億4,570万5,031円のうち、8億9,175万3,557円を減債積立金に積み立て、7億5,395万1,474円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第38号

令和4年度いわき市地域汚水処理事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度いわき市地域汚水処理事業会計未処分利益剰余金1,449万8,876円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





議案第39号

令和4年度いわき市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和4年度いわき市農業集落排水事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



議案第40号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 取得物件の名称 | 高規格救急自動車   |
| 2 | 数 量     | 1台   |
| 3 | 取得価格    | 金30,745,000円   |
| 4 | 取得の目的   | 常備消防用  |
| 5 | 取得の方法   | 指名競争入札による物件供給契約                                      |
| 6 | 納 期     | 令和6年2月29日  |
| 7 | 物件の供給者  | いわき市内郷御台境町新町前3番地の4<br>福島日産自動車株式会社いわき平店<br>店長 箭 内 喜美雄 |



議案第41号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 取得物件の名称 | 消防団CD-I型消防ポンプ自動車(2WD)                               |
| 2 | 数 量     | 1台  |
| 3 | 取得価格    | 金23,100,000円  |
| 4 | 取得の目的   | 非常備消防用  |
| 5 | 取得の方法   | 指名競争入札による物件供給契約                                     |
| 6 | 納 期     | 令和6年2月29日   |
| 7 | 物件の供給者  | 宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目8番55号<br>株式会社モリタ仙台支店<br>支店長 高 岡 雄 二 |



議案第42号

福島県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福島県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





## 福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

福島県市町村総合事務組合規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように変更する。

変更後の福島県市町村総合事務組合規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部若しくは一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号をあらわす漢数字は、アラビア数字を「( )」で囲んだものに改め、第3条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とする。

別表第1中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第1項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第4項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

### 附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。



報告第1号

令和4年度いわき市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費の精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	前田・鬼越線歩道整備事業 四ツ倉駅跨線人道橋整備事業 公営住宅解体事業（泉団地） 石住小中学校解体事業 高坂小学校屋内運動場長寿命化改修事業 小名浜第三小学校屋内運動場長寿命化改修事業 平第三中学校屋内運動場長寿命化改修事業 美術館長寿命化事業 小名浜市民プール解体事業 小名浜学校給食共同調理場空気調和設備改修事業 小川支所庁舎整備事業



報告第2号

令和4年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	芳川ポンプ場自動除塵機設備改築（機械・電気）事業



報告第3号

健全化判断比率等の報告について

令和4年度決算に係る健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





## 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	8.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、比率欄に「—」と記載した。また、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源等が大きいことから、比率欄に「—」と記載した。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
地域汚水処理事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0
卸売市場事業特別会計	—	20.0
温泉給湯事業特別会計	—	20.0

備考 資金不足比率については、資金不足額がないことから、比率欄に「—」と記載した。







提出

公益財団法人いわき市教育文化事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之





提出

常磐湯本温泉株式会社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

一般財団法人福島県いわき処分場保全センター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

株式会社いわき市観光物産センター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

